

ID: 101

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	助成費の返還等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第10条		
例 規 番 号	平成13年条例第110号		
【根拠条文】 (助成費の返還等) 第10条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。 (1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。 (2) 第8条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。 (3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。 (4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。 2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 29 年 10 月 1 日